

第1章 玉名市地域公共交通計画の概要

1. 背景と目的

近年、人口減少、乗務員不足、公的負担の増加等により、地域公共交通サービスの維持・確保が困難となっています。本市における最適で持続可能な地域公共交通体系を構築するため、地域公共交通※の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通のマスタープランとして、「玉名市地域公共交通計画」（以下、本計画と呼びます。）を策定します。

本計画は、交通分野のみならず、まちづくり、医療、福祉、教育、観光、環境等様々な分野と連携して取り組むこととし、“地域公共交通の維持・確保は、地域社会全体の価値を直接的に高める”という認識のもと、行政・交通事業者のみならず、地域住民をはじめ様々な主体が中心となって、地域戦略の一環として取り組みます。

2. 対象区域

本計画の対象区域は、玉名市全域とします。

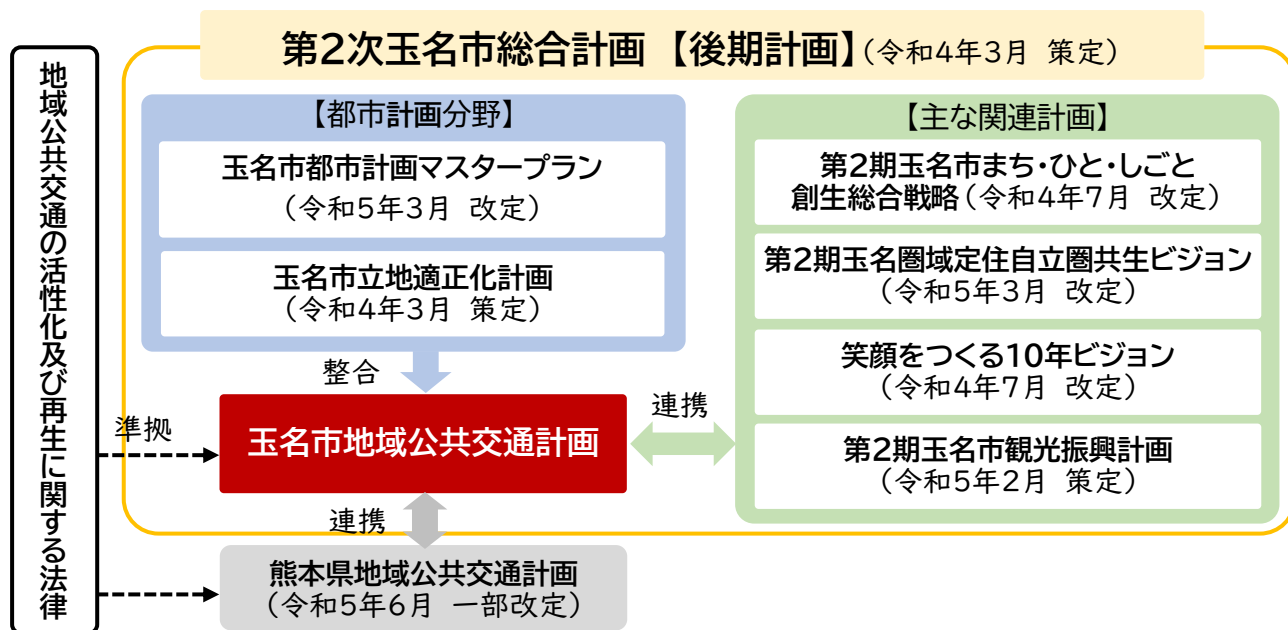
3. 計画期間

本計画の対象期間は、令和6年度から令和10年度の5年間とします。

4. 計画の位置づけ

本市のまちづくりは、「第2次玉名市総合計画 後期計画」（令和4年3月策定）で掲げた、『人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち 玉名』という将来像を目指して、取組を進めています。

本計画の策定にあたっては、最上位計画である「第2次玉名市総合計画」の方針に基づき、都市計画や観光、定住自立圏※等の各種計画と連携を図ります。



注) 文章中の「※」印を記載した用語について、巻末の用語解説(P77～)にて説明している。
なお、初めて該当する用語が出てきた箇所のみ「※」を記載している。

5. 地域公共交通の役割・効果

地域公共交通は、まちづくり、医療、福祉、教育、観光、環境等の分野における様々な生活シーンに関わる社会基盤です。

地域公共交通が担う役割としては、高齢者や学生等の市民の暮らしを支える大切な移動手段であることに加え、鉄道駅等の交通拠点は中心地としての地域の顔となっています。

これら拠点につながる鉄道、バス、タクシー等の地域公共交通は、市民、来訪者に欠かせない手段であり、地域全体の活性化を支えるものです。

また、自動車からの二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減が課題となる中で、地域公共交通の利用は環境効率のよい交通手段として重要な役割もあります。

下の図は地域公共交通がなくなった場合、様々な対策が必要となり、それに伴う財政負担等も増えることから、維持していくことの重要性を示しています。

【役割と効果】

医療・防災・まちづくり等のあらゆる分野の基盤となる地域公共交通の実現	分野	公共交通の役割・効果イメージ	公共交通がなくなった場合に必要対策イメージ
	医療	- 通院手段 - 家族の送迎負担の軽減 - 外出することによる健康増進	- 病院までの送迎サービス - 医師による往診の実施 - 医療費の増大対策
	福祉	- 高齢者や障がい者等の外出手段 - 外出することによる介護予防	- 福祉有償運送※等の拡充 - さらなる介護予防の実施
	環境	環境負荷の低減	自動車利用増に伴うさらなる温室効果ガス削減対策の実施
	地域コミュニティ	コミュニケーションの増加	- 地域コミュニティの強化 - 外出支援策の拡充
	防災	災害時における移動（避難）の手段	災害時における移動手段の確保
	商業	スーパー等への買い物の手段	日用品の訪問または移動販売の実施
	教育	学校への通学手段	- 市内学校への通学対策 - 市外学校への通学に伴う人口流出への対策
	観光	- 観光地やイベント会場への移動手段 - 利便性向上による地域の魅力向上	観光地やイベント会場への移動手段の確保
	建設	輸送能力の高い交通手段（道路負荷の低減）	交通混雑の解消に向けた道路の整備
	交通安全	交通事故の低減	事故防止のためのさらなる安全教育
	産業	企業への通勤手段	市外への通勤に伴う人口流出への対策
	まちづくり	- 交通施設周辺地域の活性化 - 地域ブランド価値の維持、向上	- 土地の価値低下等による税収減への対策 - 不便な地域というまちのブランド価値の払拭

6. 上位・関連計画の整理

(1) 第2次玉名市総合計画【後期計画】

【将来像】『人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち 玉名』

◆将来像(都市像)を達成するための3つのキーワード◆

『笑顔』があふれるまち 『健康』と福祉のまち 『良質』な暮らしができるまち

- 【基本目標】
1. 自然と暮らしを守る ふるさとづくり
 2. 人と文化を育む 地域づくり
 3. 賑わいと活力ある 産業づくり
 4. 便利で快適な 都市づくり
 5. 健康で安心な 福祉づくり
 6. 公平で誇りの持てる 社会づくり
 7. 健全な行政運営

【地域公共交通関連事項】

《主要施策2》 公共交通の維持・充実

- ①バス路線網等の維持再編
- ②公共交通不便地域の解消（重点施策）
- ③既存の公共交通の利便性の向上
- ④公共交通の利用促進

(2) 第2期玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略

【政策5原則】 ①自立性 ②将来性 ③地域性 ④総合性 ⑤結果重視

【横断的な目標】 (1)多様な人材の活躍を推進する

(2)新しい時代の流れを力にする

【基本目標】 1. 玉名市の地域資源を活用した産業を育成し、魅力ある雇用を創出する

2. 玉名市への新たな人の流れをつくる

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

4. 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

【地域公共交通関連事項】

《基本的方向》 ①公共交通網の充実 ■施策名：公共交通の利便性の向上

■成果指標

指標	基準値(R2)	目標値(R6)
公共交通不便地域の解消率	28.6%	100%

(3) 玉名市都市計画マスタープラン

【都市づくりの目標】『人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち 玉名』

【基本方針】 1. 各拠点の形成やネットワークの確保による持続可能な都市づくり

2. 計画的な都市施設等の維持管理、防災強化等による安全で、暮らしやすい都市づくり

3. 地域資源を活用した産業の育成や雇用の創出、観光振興の基盤となる都市づくり

4. 自然と共存した都市づくり

【地域公共交通関連事項】

《3.2 道路・交通に関する整備方針》

○利便性の高い生活の足の確保—各種公共交通(バス、鉄道、乗合タクシー等)—

《まちづくりの方針と主要な施策》

○交通の利便性の向上

○安心して、健康で元気に暮らし続けることができるまちづくり

(4) 玉名市立地適正化計画

【基本理念】『利便性が集約された 居住者も来訪者も利用しやすい県北の拠点都市』

【基本方針】 ≪拠点≫まちなかの求心力向上

≪人口集積≫利便性の高いエリアへの人口集積

≪交通≫拠点間のネットワーク確保

【地域公共交通関連事項】

「≪交通≫拠点間のネットワーク確保」を達成するための施策方向性

○公共交通網の強化によるネットワークの形成

○公共交通への利用転換促進による利用者確保

■目標数値

路線バス及び乗合タクシーの利用者数

:現状値817,085人(H27)⇒目標値613,800人(R22)

■効果目標

路線バス及び乗合タクシーの支出額

:現状値94,886千円(H27)⇒目標値101,700千円(R22)

(5) 第2期玉名圏域定住自立圏共生ビジョン

【構成市町】 玉名市、玉東町、南関町、和水町

【将来人口展望】 令和12年 81,547人

【計画の体系】 ①生活機能の強化に係る政策分野

②結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

③圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

【地域公共交通関連事項】

○公共交通の維持、利便性向上及び活性化

⇒持続可能な住民の移動手段確保事業

■KPI 指標

バス及び乗合タクシーの利用者数

:現状値616千人(R3)⇒目標値613千人(R8)

(6) 笑顔をつくる10年ビジョン

【基本目標】 市民の笑顔が人を呼び込むまち

【三原則】 ①市民生活の安定 ②まちづくりの充実 ③行政運営の進化

【プロジェクト】 【市民生活の安定】

(1)安心子育て環境づくり

(2)みんなの生活を守る福祉のまちづくり

(3)みんな安心健康づくり

【まちづくりの充実】

(4)魅力ある産業づくり

(5)オンリー玉名!のまちづくり

(6)機能的な都市基盤づくり

【行政運営の進化】

(7)市民のための行財政運営

(8)地域内連携の強化

(9)広域連携の強化

【地域公共交通関連事項】

○住み慣れた地域でいつまでも

○安全で住みよい環境づくり